

第2回
自転車の安全で適正な利用の
促進に向けた専門家会議
資料

令和元年6月20日(木)

東京都都民安全推進本部交通安全課

目 次

- 1 第1回会議を受けて … P.1～2
- 2 当面の課題に対する都の現在の取組 … P.3～6
- 3 自転車損害賠償保険等への加入促進 … P.7～9
- 4 自転車損害賠償保険等への加入義務化の効果
… P.10
- 5 自転車損害賠償保険等への加入促進に向けた
他府県の取組 … P.11～14

1 第1回会議を受けて

自転車損害賠償保険等を義務化した府県の自転車関連事故件数等の推移

	名称	条例公布日 施行日	改正公布日 施行日		H26	H27	H28	H29	H30
兵庫県	自転車の安全で適正な 利用の促進に関する条例	27.3.19 27.10.1	—	関連事故件数 (件)	6,821	6,205	5,945	6,207	5,881
				死者数 (人)	25	30	30	22	13
大阪府	大阪府自転車の安全で 適正な利用の促進に関する 条例	28.3.29 28.7.1	—	関連事故件数 (件)	13,228	12,222	11,611	11,089	11,070
				死者数 (人)	44	34	50	31	28
滋賀県	滋賀県自転車の安全で 適正な利用の促進に関する 条例	28.2.26 28.10.1	—	関連事故件数 (件)	1,050	880	798	772	673
				死者数 (人)	14	12	6	5	7
京都府	京都府自転車の安全な 利用の促進に関する条例	19.10.16 20.4.1	29.7.7 30.4.1	関連事故件数 (件)	2,182	1,916	1,678	1,423	1,310
				死者数 (人)	9	8	10	12	5

1 第1回会議を受けて

自転車の安全で適正な利用の促進に向けた課題

- ★○自転車損害賠償保険等への加入促進
- ★○免許を返納した高齢者に対する自転車安全教育
- ★○ヘルメットや反射材等の安全器具活用促進
 - 各年齢層に応じた自転車安全教育の実施
 - 「自転車は車両である」ことの幼児期からの意識付け
 - 自転車安全利用指導員制度の応用
 - 訪日外国人に対する日本の交通ルールの周知や
保険の加入の促進
 - 自転車利用者と、民間事業者や行政等との連携強化

※「★」は都が当面取り組むべき課題

2 当面の課題に対する都の現在の取組

自転車損害賠償保険等への加入促進

○民間企業と連携した取組

・自転車ルール・マナー確認書

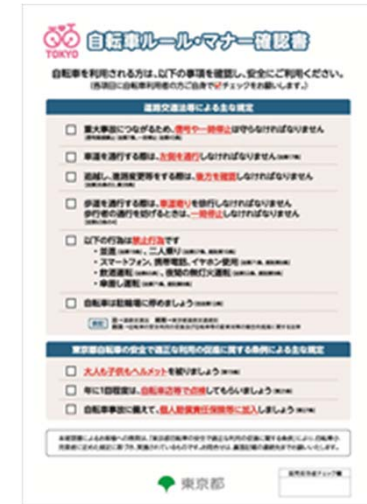
自転車条例による自転車販売時の交通ルールの啓発義務を踏まえ自転車販売店を通じて配布している「ルール・マナー確認書」に保険等への加入が努力義務である旨を記載

・ヘルメット着用保険の開発

○自転車安全利用普及啓発用リーフレットの作成

各種自転車安全利用リーフレットに保険等への加入が努力義務である旨を記載

(保護者用、自転車利用者用、高齢者用、英語版)



2 当面の課題に対する都の現在の取組

自転車損害賠償保険等への加入促進

○自転車安全利用TOKYOセミナー

における事業者への啓発

自転車安全利用を事業所内で推進する

リーダーの育成や、事業所内での研修を活性化させるため開催する、自転車安全利用TOKYOセミナーにおいて、保険等への加入を啓発



○自転車安全利用促進事業に対する区市町村補助金

区市町村が実施する、自転車向け保険が付帯したTSマーク貼付費用をはじめとした、自転車の定期的な点検整備や安全な利用を促進する事業に対する助成を実施

2 当面の課題に対する都の現在の取組

免許を返納した高齢者に対する自転車安全教育

○高齢者向け自転車安全利用講習会の開催

免許を返納した高齢者等を対象として、講義に留まらず実技指導を含む自転車安全利用講習会を開催



2 当面の課題に対する都の現在の取組

ヘルメットや反射材等の安全器具活用促進

○自転車用ヘルメットの普及促進

自転車用ヘルメットの着用気運を醸成するため、自転車乗用時のヘルメット着用の必要性等に関する広報を実施



○自転車乗用中のヘルメット着用に係る

啓発映像教材の制作

ヘルメットを着用しないで自転車を乗用することのリスクを、自転車同士の衝突映像や転倒映像を通して理解を促し、自転車乗用中のヘルメット着用を促進する動画を作成



3 自転車損害賠償保険等への加入促進

第1回会議での主な意見

【加入義務化について】

○保険等は加入義務付けが大事であり、併せて、加入促進策も必要である。

【課題等】

○複数の保険等に入っている人と、保険に入っていない人とで両極化している。

○自転車保険等は主契約ではなく、特約や付帯であることが多いため、重複して加入している人もいると思われる。

○自分自身の保険等への加入状況を把握していない利用者が多いことが、加入率があがらない一因になっているのではないか。

○約1億円の賠償判例を知らない人が多く、自転車と歩行者の衝突が死亡事故に繋がるという認識が薄い。

○以下の理由から、自動車の保険の考え方を自転車に置き換えるのは難しい。

- ・自賠責保険に未加入の場合は罰則がある
- ・自賠責保険への加入は車検とリンクしている
- ・運転時に自賠責保険証を備え付ける義務がある

【保険義務化による効果】

○保険加入が義務化された自治体においては、保護者の保険加入に対する関心の高まりを実感することがある。

3 自転車損害賠償保険等への加入促進

国の動向

標準条例の概要



- ・標準条例は、
 - ①自転車損害賠償責任保険等への加入の義務づけ
 - ②自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等
 - ③自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供の3つの項目から構成

項目	対象者	条文の概要
①自転車損害賠償責任保険等への加入の義務づけ	自転車利用者	
	保護者	未成年者による利用に対して義務づけ
	事業者	事業活動による利用に対して義務づけ
	自転車貸付事業者	自転車借受人による利用に対して義務づけ
②自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等	自転車小売事業者	自転車購入者に対して確認
	事業者	通勤手段として自転車を活用する従業者に対して確認
	自転車貸付事業者	自転車借受人に対して自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供
③自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供	都道府県	関係団体と連携し、住民に保険加入の必要性を周知
	学校設置者	児童やその保護者に対し、保険加入の必要性等について周知

3 自転車損害賠償保険等への加入促進

他府県の動向

	名称	条例公布日 施行日 (保険関係施行日)	改正公布日 施行日	自転車損害賠償保険等への加入等				自転車損害賠償保険等への加入等			
				自転車 利用者	保護者	事業者	自転車 貸付業者	自転車小売 事業者等	学校	自転車 貸付業者	その他
兵庫県	自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	27.3.19 27.10.1	—	○	○	○	—	確認義務 情報提供義務 勸奨義務	—	確認義務 情報提供義務 勸奨義務	—
大阪府	大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	28.3.29 28.7.1	—	○	○	○ (努力)	○ (努力)	確認努力義務 情報提供努力義務	—	—	—
滋賀県	滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	28.2.26 28.10.1	—	○	—	○	—	確認義務 情報提供義務 勸奨義務	—	確認義務 情報提供義務 勸奨義務	—
鹿児島県	かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例	29.3.24 29.10.1	—	○	—	○	○	確認義務 情報提供義務 勸奨義務	—	—	—
京都府	京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例	19.10.16 20.4.1	29.7.7 30.4.1	○	○	○	○	確認努力義務 情報提供義務	確認努力義務	情報提供義務	○自転車駐車場管理者 情報提供義務 ○宅地建物取引業者等 情報提供努力義務 ○自転車通動事業者いる事業者 確認努力義務
埼玉県	埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例	23.12.27 24.4.1	29.10.17 30.4.1	○	○	○	○	確認努力義務 情報提供義務	○学校設置者・長 確認努力義務 情報提供義務	—	—
神奈川県	神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	31.3.22 31.4.1 (元.10.1)	—	○	○	○	○	確認義務 情報提供義務 勸奨努力義務	○県(県が設置する学校等) 確認努力規定 情報提供努力規定 指導努力規定 ○県(上以外の学校等の設置者) 確認、情報提供、指導協力依頼義務	—	—
長野県	長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例	31.3.18 31.3.18 (元.10.1)	—	○	○	○	○	確認義務 情報提供義務 勸奨義務	—	—	○交通安全団体 情報提供、その他の措置 努力規定 ○自転車損害賠償保険等を 引き受ける保険者 情報提供、その他の措置 努力規定
静岡県	静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	31.3.26 31.4.1 (元.10.1)	—	○	○	○	○	確認義務 情報提供義務 勸奨義務	○学校の設置者又は長 確認努力義務 情報提供努力義務	—	—

資料:各府県HPより作成

4 自転車損害賠償保険等への加入義務化の効果

4. 自転車事故の損害賠償保険への加入状況



(3) 条例の効果（自転車損害賠償保険等の加入率）

- 加入義務の自治体は経年の加入率データが存在する全ての自治体で加入率が上がっている。
- 努力義務の自治体は経年での加入率のデータがない。

NO	自治体名	条例施行時期	加入率					調査方法
			2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	
1	埼玉県	2018年4月1日	-	-	50.2%	-	64.3%	・インターネットによるアンケート調査 ・交通安全キャンペーン等でのアンケート
2	京都府	2018年4月1日	-	60.7%	61.7%	69.5%	70.5%	・インターネットによるアンケート調査 ・街頭アンケート
3	大阪府	2016年7月1日	-	41.8%	45.9%	67.4%	-	・インターネットによるアンケート調査
4	兵庫県	2015年10月1日	-	-	60.0%	64.7%	67.9%	・街頭アンケート
5	相模原市	2018年7月1日	-	-	38.7%	-	43.3%	・郵送（調査票を郵送配布-郵送回収）
6	名古屋市	2017年10月1日	-	34.0%	-	59.1%	74.4%	・郵送（調査票を郵送配布-郵送回収）
7	京都市	2016年10月1日	26.2%	-	35.7%	60.0%	72.8%	・インターネットによるアンケート調査 ・京都府からの情報提供
8	堺市	2016年7月1日	38.9%	60.6%	72.4%	68.3%	72.6%	・インターネットによるアンケート調査 ・郵送（調査票を郵送配布-郵送回収）

※各自治体における調査内容を国土交通省で取りまとめたもの

5 自転車損害賠償保険等への加入促進に向けた 他府県の取組(義務化自治体)

1. 地方公共団体による情報発信



・地方公共団体による望ましい情報発信の内容及び手段・方法については下記のものと考えられる

【取り組み内容】

- ・ 条例の制定により自転車損害賠償責任保険等の加入が義務化されたことを周知
- ・ 自転車損害賠償責任保険等の加入の必要性について情報提供
- ・ 自転車損害賠償責任保険等の種類や概要を紹介
- ・ 自転車損害賠償責任保険等への加入状況の確認方法の周知

上記の取り組みに当たっては、企業・団体と協定を締結するなど関係者が連携して取り組む

【手段・手法】

- ・ 地方公共団体のホームページ上に掲載
- ・ チラシ・パンフレット・ポスターを作成し、市区町村、学校、自治会、各業界団体等へ配布
- ・ 行政広報誌への掲載
- ・ 広報動画を作成し、配信
- ・ マスメディアの活用（テレビ・ラジオのCM、新聞広告）やSNS（ツイッター、フェイスブック等）の活用
- ・ 自転車の安全利用に関する教育や広報啓発などのボランティア活動として「自転車安全利用啓発指導員」等を配置し、自転車小売等業者、商工会議所等を巡回訪問をしてチラシ等を配布しながら啓発活動を実施
- ・ 自転車損害賠償責任保険等に関する相談窓口として専用のコールセンターを設置し、自転車損害賠償責任保険等に関する規定、重複加入を避けるための自転車利用者の加入状況の確認、自転車損害賠償責任保険等の紹介などの内容を相談者に説明
- ・ 公営駐輪場において契約時に情報を提供（新たな取り組み案）
- ・ 保育所や託児所において、自転車利用している保護者に対して情報を提供（新たな取り組み案）

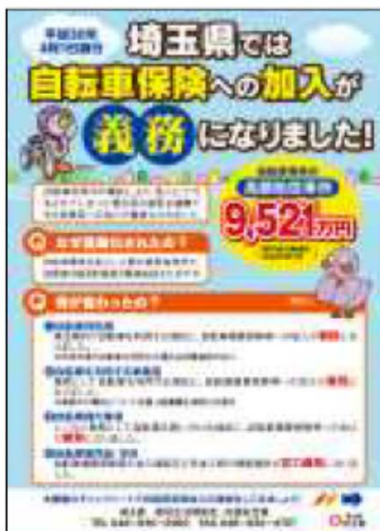
5 自転車損害賠償保険等への加入促進に向けた他府県の取組(義務化自治体)

1. 地方公共団体による情報発信



チラシやポスターによる自転車損害賠償責任保険等の加入義務化の周知や、加入の必要性、自転車損害賠償責任保険等の種類等の情報提供の例

【埼玉県のチラシ】
(表)



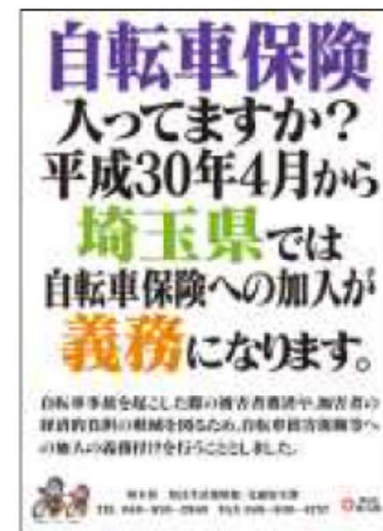
【埼玉県のチラシ】
(裏)



【京都府のチラシ】
(英語版)



【埼玉県のポスター】

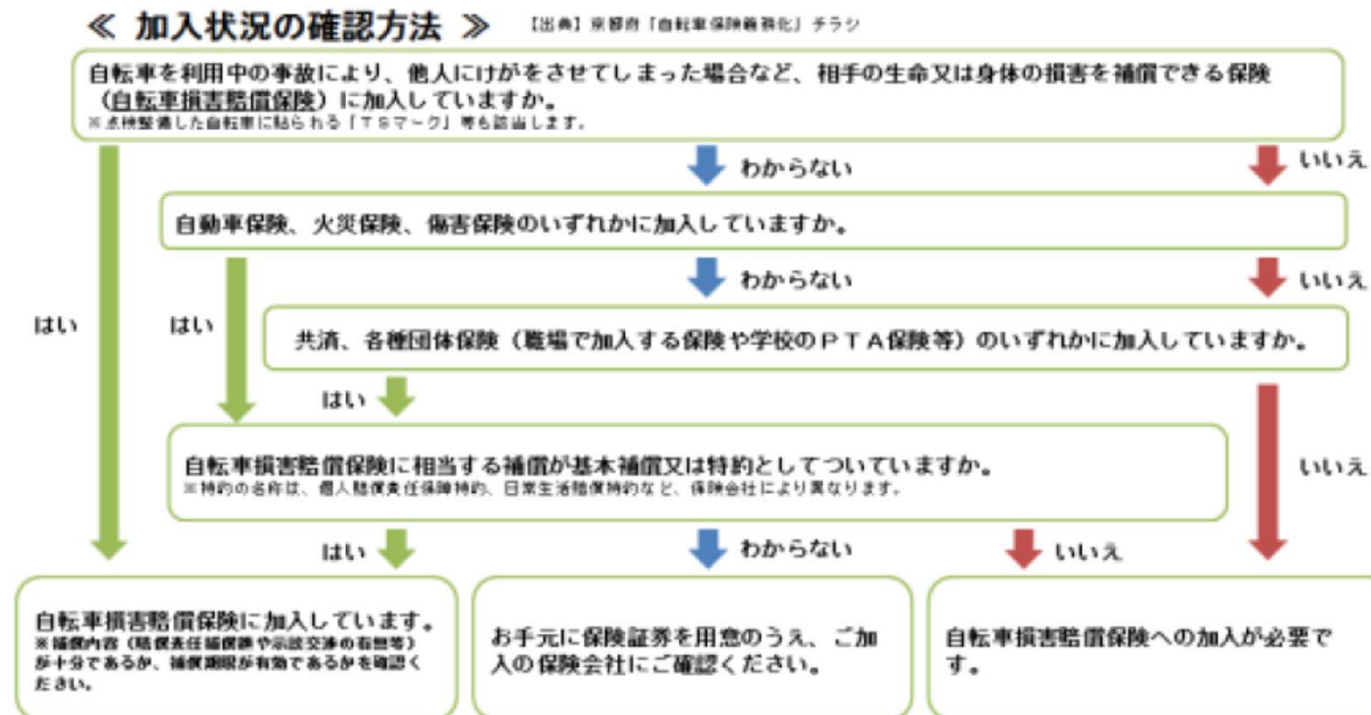


5 自転車損害賠償保険等への加入促進に向けた 他府県の取組(義務化自治体)

1. 地方公共団体による情報発信



自転車利用者が自ら自転車損害賠償責任保険等への加入状況を確認する事が出来るようにするために、加入状況を確認できるチェックシートを作成した例(京都府)



5 自転車損害賠償保険等への加入促進に向けた 他府県の取組(義務化自治体)

1. 地方公共団体による情報発信



【自転車安全利用啓発指導員による巡回訪問の例(兵庫県)】

- ・地域等における自転車の安全利用に関する教育や広報啓発などのボランティア活動に取り組まれる方を募集
- ・その方たちを自転車安全利用啓発指導員とし、学校、自転車小売等業者、商工会議所等を巡回訪問をして、チラシ等を配布しながら自転車損害賠償責任保険等の加入義務化に関する普及啓発活動を実施

【自転車損害賠償責任保険等に関する相談窓口専用のコールセンターの設置の例(京都府、京都市)】

自転車利用者に対して、以下のような自転車損害賠償責任保険等の加入などに関する問い合わせや相談に応じる窓口として、専用のコールセンターを設置して対応

(相談内容)

- 条例の自転車損害賠償責任保険等に関する規定について
- 相談者の自転車損害賠償責任保険等への加入状況の確認(重複加入の防止)
- 協定を締結した損害保険会社(共済組合)が提案する必要な補償内容を満たした自転車損害賠償責任保険等の紹介
- 「個人向け自転車損害賠償責任保険等」と「事業者向け自転車損害賠償責任保険等」の違い
- その他、自転車損害賠償責任保険等に関する各種相談